3 累積投資型の場合

市内で段階的に設備投資したい！

工場・事務所等の『新規取得』、『追加投資』をされる中小企業の方

（「中小企業者の範囲」に該当する企業に限る。）P.22 F 中小企業資金融資制度 参照

投資・雇用要件の3年以内での達成が補助の条件となります。

補助内容 固定資産税・都市計画税の相当額 ＋ B カーボンニュートラル特例奨励金 （P.18～19 ⒶⒸⒹは対象外）

補助メニュー		対象地区	対象施設 ※店舗は除く	補助内容	投資・雇用要件	補助限度額	期間
累積投資型 企業立地事業	新規取得	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域（事務所のみ） ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉誉田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※1 ●倉庫※2 ●社員寮※3	取得した固定資産に係る ●固定資産税 ●都市計画税 相当額	操業開始から3年以内に、 下記①+②が2億円以上 ①取得固定資産評価額（1億円以上） ②常時雇用者数×10百万円（操業開始時に投資額として取得固定資産評価額3千万円以上の投資がなされていること）	1億円／年	3年
	追加投資						

※1 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る　※2 新港経済振興地区に限る　※3 補助対象施設に付随して市街化区域に建設されたものに限る

3 累積投資型 手続きの流れ（イメージ）

マイレージ式で、中小企業の段階的・計画的な投資をサポート！

●施設の整備に着手する前に、事業計画の認定が必要です。
●投資・雇用要件に達した段階（年度）で補助金の申請が可能になります。

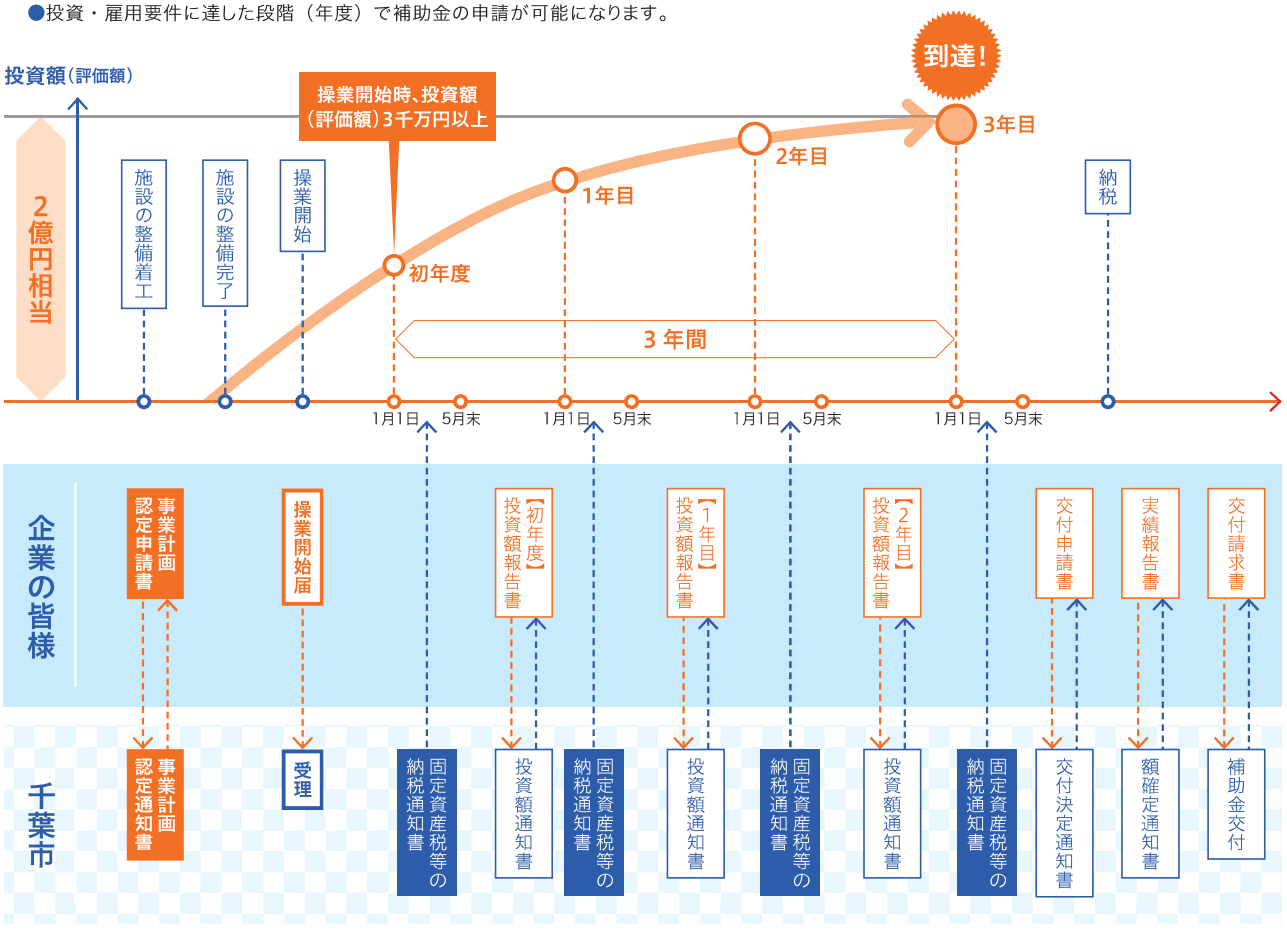

Ⓑ カーボンニュートラル特例奨励補助金

脱炭素社会へ向けての新制度導入 ＜ カーボンニュートラルの実現に資する投資へ上乗せ支援！（ 1 所有型 3 累積投資型 のみ対応）

■対象設備

【補助限度額】1,000万円　【補助回数】1回

主な対象設備	具体的な対象品目例
(1)経済産業省の省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業の先進事業として認められた対象設備 (2)経済産業省の省エネルギー投資促進支援事業の指定設備導入事業として認められた対象設備 (3)その他、国等の認証基準を満たすカーボンニュートラル関連設備	●流体撹拌装置　●雰囲気再生装置 ●高効率空調　●産業ヒートポンプ　●業務用給湯器　●高性能ボイラ ●高効率コージェネレーション　●低炭素工業炉　●変圧器 ●冷凍冷蔵設備　●産業用モータ　●制御機能付きLED照明器具 ●工作機械　●プラスチック加工機械　●プレス機械　●印刷機械 ●ダイカストマシン ※参考ホームページアドレス　(一社)環境共創イニシアチブ　https://sii.or.jp/

■補助内容（上乗せ額）

新港地区	その他地区
【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×100%	【補助対象に係る固定資産税・都市計画税】×50%